

エヌアイシ・オートテック株式会社

第38期定時株主総会招集ご通知 一部記載内容の追加

第38期定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類の中で、一部記載内容の追加がございましたので、深くお詫び申し上げますとともに、下記の通り追加させていただきます。

記

24頁「第1号議案 定款一部変更の件」

(追加前)

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

平成21年1月5日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」（以下、「決済合理化法」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。

①～⑤ （省略）

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(株券の発行) 第7条 <u>当社は、株式に係る株券を発行する。</u> (以下省略)	(削 除)

(追加後)

第1号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

- (1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条（目的）につきまして、事業目的を追加するものであります。
- (2) 平成21年1月5日付で「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成16年法律第88号）」（以下、「決済合理化法」という。）が施行されたことに伴い、次のとおり変更するものであります。
 - ① 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日から当社定款の株券を発行する旨の定めは廃止されたものとみなされているため、その該当条文（現行定款第7条）を削除するものであります。
 - ② 決済合理化法の施行により、平成21年1月5日付で「株券等の保管及び振替に関する法律（昭和59年法律第30号）」が廃止されたため、これに伴い無効となった実質株主及び実質株主名簿に関する文言（現行定款第8条第1項）を削除するものであります。
 - ③ 株券電子化に対応するため株式取扱規程の改正により、株主権の行使の手続きに関する事項が株式取扱規程に定められていることを明確にするため、「株主権行使の手続きその他」の文言（現行定款第10条）を追加するものであります。
 - ④ 会社法第221条の定めにより、株券を発行する旨の定めを廃止した定款変更を行った日の翌日から起算して1年を経過するまで、株券喪失登録簿を作成、備置する必要があるため、株券喪失登録簿に関する定めを附則に移行し、平成22年1月6日に削除するものであります。
 - ⑤ 上記の変更に伴い、条数の繰り上げを行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～17. (条文省略) (新 設) <u>18.</u> (条文省略)	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。 1. ～17. (現行どおり) <u>18.</u> <u>不動産の賃貸、管理、保有並びに運用</u> <u>19.</u> (現行どおり)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株券の発行)</p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第7条</u> 当社は、株式に係る株券を発行する。</p>	
<p>(基準日)</p>	<p>(基準日)</p>
<p><u>第8条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）に記載または記録された議決権を有する株主（<u>実質株主名簿</u>を含む。以下同じ。）をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>	<p><u>第7条</u> 当社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>(株主名簿管理人)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p>
<p><u>第9条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第8条</u> (現行どおり)</p>
<p>2 (条文省略)</p>	<p>2 (現行どおり)</p>
<p>3 当社の株主名簿、<u>株券喪失登録簿</u>および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>	<p>3 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規程)</p>	<p>(株式取扱規程)</p>
<p><u>第10条</u> 当社の株券の種類ならびに株式の<u>名義書換</u>、<u>その他株式に関する取扱い</u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p><u>第9条</u> 当社の株主権行使の手続き<u>その他の株式に関する取扱い</u>および手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>
<p><u>第11条～第52条</u> (条文省略)</p>	<p><u>第10条～第51条</u> (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附則</u></p>
	<p><u>第1条</u> <u>当社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に取り扱わせ、当社においては取り扱わない。</u></p> <p><u>第2条</u> <u>前条および本条は、平成22年1月6日をもって削るものとする。</u></p>

以 上